

(三) 被保険者療養給付記録							(四) 被扶養者療養給付記録							(五) 被扶養者療養給付記録							
傷病名	開始年月日	入院年月日	終了年月日	転帰	請求金額	認印	氏名	傷病名	開始年月日	終了年月日	転帰	請求金額	認印	氏名	傷病名	開始年月日	終了年月日	転帰	請求金額	認印	

医師国保の栞

広島県医師国保組合  
電話(082)233-2424

お知らせ

健康保険適用除外申請と厚生年金加入について

ご存じのように「常時5人以上の従業員を使用(常用的)するもの」及び「法人の事業所で従業員を使用(常用的)するもの」は、健康保険(社保)と厚生年金保険への加入が義務付けられております。しかしながら、健康保険については次のような取扱いが認められております。

健康保険については、現在国保組合に加入している被保険者は「健康保険被保険者適用除外承認申請書」を社会保険事務所に提出することによって、今までどおり医師国保の被保険者として残ることができます。(適用除外申請書は当組合にあります。)

厚生年金保険については、医師国保の被保険者として残る場合でも適用され、厚生年金保険の加入者となります。

